

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社松本組
(法人番号7140001046897)
業者の住所：兵庫県朝来市伊由市場514-1
- 2 指名停止措置期間：令和5年12月15日から
令和6年3月14日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社松本組の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札において、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月30日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕され、その後令和5年10月21日に贈賄の疑いで再逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第8号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げるものと締結した工事請負契約等に関し、一般役員又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内